

# 公益社団法人日本表面真空学会 フェロー規程

2018年9月29日理事会

(目的)

第1条 公益社団法人日本表面真空学会（以下本会という）は、本会における学術的かつ継続的な活動を通じて表面科学および真空科学とその産業利用の進歩発展ならびに教育・公益活動に顕著な業績をあげた個人正会員に対し、日本表面真空学会フェロー（以下、「フェロー」という）の称号を授与し、本会を代表する会員としてリーダーシップの発揮を奨励する。

(対象)

第2条 表彰の対象となる者は、原則として在籍累計年数10年以上の個人正会員であって、フェローの称号授与後、10年程度個人正会員として活動が可能なものとする。

(定員)

第3条 フェローの総数は全個人正会員の3%程度を上限とする。

(称号記)

第4条 フェローに選定された者は、本会よりフェロー称号記を受ける。

(任期)

第5条 フェローの称号を授与された者は、本会会員である期間において最長10年間その称号を名乗ることができる。ただし、名誉会員あるいはシニア会員となる場合は称号を返上するものとする。

(役割)

第6条 フェローの称号を授与された者は、本会を代表する会員としてリーダーシップを発揮し、学術講演会、国際会議、各種学術セミナー等のプログラム編成など学会の学術活動および運営に積極的に関わることを奨励する。

(フェロー会)

第7条 フェローはフェロー会を構成する。

(選定)

第8条 フェローの選定は、推薦されたフェロー候補者のうちから理事会が決定する。

2 本会名誉会員、功労会員、個人正会員、および法人正会員は、フェロー候補者を推薦することができる。

3 フェロー推薦者は、定められた形式による推薦書を提出する必要がある。

4 フェロー候補者について、学会賞等選定委員会において事前審査し、担当理事は審査結果を理事会に諮る。理事会は称号受与者を決定する。

5 フェローの推薦方法および選定方法について、実施要領を別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は理事会の議決をもって行うものとする。

付則 この規程は2018年9月29日から施行し、2018年9月29日から適用する。

改訂来歴

日付	理由及訂正箇所	承認	起案
2008/8/23	初版作成	理事会	長谷川修司
2008/11/22	第一次改訂版	理事会	工藤正博
2011/2/19	第二次改訂版	理事会	本間芳和
2013/2/2	改訂版作成	理事会	一宮彪彦
2018/9/29	改訂版作成	理事会	長谷川修司

# 公益社団法人日本表面真空学会 フェロー規程 細則

2019年2月2日理事会承認

(推薦に必要な書類)

第1条 別途定める所定の書式に従って、業績タイトル、業績の内容(推薦理由)、履歴書、業績リストを記入する。なお、その他選考に役立つ資料を添付することができる。

2 本会名誉会員、功勞会員、個人正会員または法人正会員の推薦状を添える。推薦状の様式は問わない。

(選定委員会)

第2条 フェロー選定は学会賞等選定委員会が実施する。学会賞等選定委員会は必要な場合、必要部数の主要業績別刷りの提出を求めることができる。

(称号記の授与)

第3条 フェローに選定された個人正会員に対する称号記の授与は総会で行う。

# 公益社団法人 日本表面真空学会 国際フェロー規程

2019年2月2日理事会承認

(目的)

第1条 公益社団法人日本表面真空学会（以下本会という）は、継続的な学術的かつ国際的な活動を通じて表面・真空科学および関連分野の進歩発展に顕著な業績をあげた海外在住研究者に対し、日本表面真空学会国際フェロー **JVSS Fellow Internatoinal**（以下、「国際フェロー」という）の称号を授与し、表面・真空科学および関連分野を代表する研究者としてリーダーシップを発揮することを奨励する。

(対象)

第2条 表彰の対象となる者は、国籍に関わらず海外在住者とし、本会の会員であることは要しない。国際フェローの称号授与後、10年程度以上研究者として国際的な活動が可能な者とする。

(定員)

第3条 国際フェローの総数は30名程度を上限とする。

(称号記)

第4条 国際フェローに選定された者は、本会より国際フェロー称号記を受ける。

(任期)

第5条 国際フェローの称号を授与された者は、最長10年間その称号を名乗ることができる。

(役割)

第6条 国際フェローの称号を授与された者は、表面・真空科学および本会の関連する学術分野を代表する研究者としてリーダーシップを発揮し、国際会議、顕彰事業など本会の学術活動および運営に積極的に関わることを奨励する。

(選定)

第7条 国際フェローの選定は、推薦された国際フェロー候補者のなかから理事会が決定する。

2 本会名誉会員、功労会員、フェロー、国際フェロー、個人正会員、および法人正会員のうち3名の推薦をもって国際フェロー候補者を推薦することができる。

3 国際フェロー推薦者は、定められた形式による推薦書を提出する必要がある。

4 国際フェロー候補者について、学会賞等選定委員会において事前審査し、担当理事は審査結果を理事会に諮る。理事会は称号受与者を決定する。

5 国際フェローの推薦方法および選定方法について、実施要領を別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は理事会の議決をもって行うものとする。

付則

この規程は2019年2月2日から施行し、2019年2月2日から適用する。

改訂来歴

日付	理由及訂正箇所	承認	起案
2014/4/19	初版作成	理事会	長谷川修司
2019/2/2	改訂版作成	理事会	長谷川修司

# 公益社団法人日本表面真空学会 国際フェロー規程 細則

2019年2月2日理事会承認

(推薦に必要な書類)

第1条 別途定める所定の書式に従って、業績タイトル、業績の内容(推薦理由)、履歴書、業績リストを記入する。なお、その他選考に役立つ資料を添付することができる。

2 国際フェロー規定第7条2項に定める推薦者3名の推薦状を添える。推薦状の様式は問わない。

(選定委員会)

第2条 国際フェロー候補者の選定は学会賞等選定委員会が実施する。学会賞等選定委員会は、必要な場合、必要部数の主要業績別刷りの提出を候補者に求めることができる。

(称号記の授与)

第3条 国際フェローに選定された者に対する称号記の授与は本会が主催する国際会議等で行う。来日が不可能な場合には称号記の郵送をもって授与する。

# 公益社団法人日本表面真空学会 学会賞規程

2018年9月29日理事会

(定義)

第1条 公益社団法人日本表面真空学会（以下本会という）は、表面・真空科学の基礎および応用研究ならびに技術の進歩発展に関する功績を顕揚するために日本表面真空学会学会賞を設定する。本賞は、表面・真空科学において相当期間にわたって高い水準の業績を挙げることにより、本会に貢献した功績の顕著な個人に与えられる賞である。

(対象者)

第2条 本賞は本会の個人会員に与えられる。ここに個人会員とは、名誉会員、功勞会員、個人正会員、および学生会員のいずれかであり、物故者も含む。

2 業績の一部に共同研究者があっても、原則として単独受賞とする。

(推薦)

第3条 受賞候補者の推薦は下記による。

(1) 本会名誉会員、功勞会員、個人正会員、および法人正会員は、学会賞の受賞候補者を推薦することができる。

(2) 受賞候補者の推薦に際しては、定められた形式による推薦書および推薦理由書等を、所定の書類に添えて提出する必要がある。

(選定)

第4条 学会賞等選定委員会は、推薦された候補者から年1回3名以内を受賞対象者として選定し、理事会に推薦する。

2 理事会は選考結果の報告を受け審議し、受賞者を決定する。

(表彰)

第5条 表彰は、賞状もしくは楯、または賞状と楯とをもって行う。

(授賞)

第6条 本賞の授賞は、学術講演会または定例総会にて行う。

(受賞業績の公開)

第7条 受賞者は、学術講演会にて受賞業績の発表を行なうものとする。

(内規)

第8条 本賞の推薦方法および選考方法について、必要ならば内規を別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は理事会の議決をもって行うものとする。

付則 この規程は2018年9月29日から施行し、2018年9月29日から適用する。

改訂来歴

日付	理由及訂正箇所	承認	起案
2008/8/23	初版作成	理事会	長谷川修司
2008/11/22	改訂版作成	理事会	工藤正博
2009/4/18	改訂版作成	理事会	工藤正博
2013/2/2	改訂版作成	理事会	一宮彪彦
2018/9/29	改訂版作成	理事会	長谷川修司

# 公益社団法人日本表面真空学会 若手学会賞規程

2022年9月24日理事会

(定義)

第1条 公益社団法人日本表面真空学会（以下本会という）は、表面・真空科学の基礎および応用研究ならびに技術の進歩発展に関する功績を顕揚するとともに、若手研究者による研究開発活動を奨励するために日本表面真空学会若手学会賞を設定する。本賞は、表面・真空科学に関連する学術分野ならびに産業分野において質の高い研究開発成果を挙げた若手研究者個人に与えられる賞である。

(対象者)

第2条 本賞は応募時点で本会個人正会員であり、応募年4月1日現在で博士号取得8年未満である者に与えられる。応募時点で博士号取得8年未満である者は年齢によらず応募資格を有する。

2 応募者は、受賞業績の中核となる研究開発成果を応募年4月1日から過去3年以内に本会または本会研究部会または本会技術部会が主催した学術講演会または国際会議において筆頭者として登壇発表したか、あるいは本会会誌または本会発行の *e-Journal of Surface Science and Nanotechnology* において第一著者として発表していなければならない。

3 業績の一部に共同研究者があっても、原則として単独受賞とする。

(応募)

第3条 応募者は定められた形式による応募書類等を提出する。

(選定)

第4条 学会賞等選定委員会は、応募者から年1回2名以内を受賞対象者として選定し、理事会に推薦する。

2 理事会は選考結果の報告を受け審議し、受賞者を決定する。

(表彰)

第5条 表彰は、賞状をもって行う。

(授賞)

第6条 本賞の授賞は、学術講演会または定例総会にて行う。

(受賞業績の公開)

第7条 受賞者は、学術講演会にて受賞業績の発表を行なうものとする。

(内規)

第8条 本賞の応募方法および選考方法について、必要ならば内規を別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は理事会の議決をもって行うものとする。

付則 この規程は2022年9月24日から施行し、2022年9月24日から適用する。

改訂来歴

日付	理由及訂正箇所	承認	起案
2022/9/24	初版作成	理事会	大西 洋

# 公益社団法人日本表面真空学会 功績賞規程

2021年2月6日理事会承認

(目的)

第1条 公益社団法人日本表面真空学会（以下本会という）は表面・真空科学技術振興のため、日本表面真空学会功績賞（以下功績賞）を設け、本規程によって授賞する。

(資格)

第2条 功績賞は、永年にわたり本学会の発展に特に功績があったと認められる個人会員に年一回授賞する。ここに個人会員とは、名誉会員、功労会員、個人正会員、および学生会員のいずれかであり、物故者も含む。

(選定)

第3条 受賞者の選定は、学会賞等選定委員会が行う。

2 選定委員会は、推薦された候補者から受賞対象者を選定し、理事会に推薦する。

(推薦方法)

第4条 受賞候補者の推薦は下記による。

(1) 本会名誉会員、功労会員、および個人正会員および法人正会員は、功績賞の受賞候補者を推薦することができる。

(2) 受賞候補者の推薦に際しては、定められた形式による推薦書および推薦理由書等を、所定の書類に添えて提出する必要がある。

(受賞者の決定)

第5条 会長は第3条の規程による選考結果の報告を受け、これを理事会に諮り、受賞者を決定する。

2 授賞すべき適当な候補者がいない場合には、その年度は授賞しない。

(表彰)

第6条 表彰は、賞状もしくは楯、または賞状と楯とをもって行う。

(発表)

第7条 本賞の授賞は、学術講演会または定例総会にて行う。

(内規)

第8条 本賞の推薦方法および選考方法について、必要ならば内規を別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は理事会の議決をもって行うものとする。

付則

この規程は2021年2月6日から施行し、2021年2月6日から適用する。

改訂来歴

日付	理由及訂正箇所	承認	起案
2008/8/23	初版作成	理事会	長谷川修司
2013/2/2	改訂版作成	理事会	一宮彪彦
2018/9/29	改訂版作成	理事会	長谷川修司
2019/2/2	改訂版作成	理事会	長谷川修司
2021/2/6	改訂版作成（授賞資格）	理事会	玉田 薫

# 公益社団法人日本表面真空学会 論文賞等規程

2021年11月20日理事会承認

(目的)

第1条 公益社団法人日本表面真空学会(以下本会という)は奨学のため、日本表面真空学会論文賞(以下論文賞)、日本表面真空学会熊谷記念真空科学論文賞(以下熊谷論文賞)、日本表面真空学会会誌賞(以下会誌賞)および日本表面真空学会技術賞(以下技術賞)を設け、本規程によって授賞する。また、本会は若手研究者奨励のために日本表面真空学会奨励賞(以下奨励賞)を、表面・真空科学の産業応用を奨励するために日本表面真空学会産業賞(以下産業賞)を設け、同じく本規程によって授賞する。

(対象)

第2条 各賞は以下の対象から選考される。

- (1) 論文賞は、受賞年の前年度(1月～12月)を含む過去2年間に本会会誌または本会発行の **e-Journal of Surface Science and Nanotechnology** に掲載された原著論文が、表面・真空科学の進歩発展に特に大きく貢献したと認められる個人会員に年一回授賞する。なお、これらの条件を充たす物故者にも授賞しうる。
- (2) 熊谷論文賞は、受賞年の前年度(1月～12月)を含む過去2年間に本会会誌または本会発行の **e-Journal of Surface Science and Nanotechnology** に掲載された原著論文が、真空科学の進歩発展に特に大きく貢献したと認められる個人会員に年一回授賞する。なお、これらの条件を充たす物故者にも授賞しうる。
- (3) 会誌賞は、受賞年の前年度(1月～12月)を含む過去2年間に本会会誌または本会発行の **e-Journal of Surface Science and Nanotechnology** に掲載された原著論文以外の記事が、本学会会員の啓蒙に特に大きく貢献したと認められる個人会員に年一回授賞する。なお、これらの条件を充たす物故者にも授賞しうる。
- (4) 奨励賞は、前年度(1月～12月)中に本会会誌または本会発行の **e-Journal of Surface Science and Nanotechnology** に掲載された原著論文または研究紹介の第一著者が、原稿受理日において37歳以下であり、その研究内容が注目され、将来表面・真空科学への貢献が大いに期待されると認められる個人会員に年一回授賞する。
- (5) 技術賞は、受賞年の前年度(1月～12月)を含む過去2年間に本会会誌または本会発行の **e-Journal of Surface Science and Nanotechnology** へ掲載された原著論文またはこれに準ずるものが、表面・真空科学における基礎技術あるいは応用技術の進歩発展に大きく貢献したと認められる会員に年一回授賞する。
- (6) 産業賞は、表面・真空科学関連産業の進歩発展に大きく貢献したと認められる製品、技術ノウハウ、規格標準化またはそれに類する成果をあげた本会法人正会員、維持会員、賛助会員に対して年一回授賞する。

(選定委員会)

第3条 論文賞等選定委員会は、推薦された候補者から受賞対象者を選定し、理事会に推薦する。

(候補者の推薦)

第4条 受賞候補者の推薦は下記による。

- (1) 本会名誉会員、功労会員、および個人正会員および法人正会員は、各賞の受賞候補者を推薦する



ことができる。

(2) 受賞候補者の推薦に際しては、定められた形式による推薦書および推薦理由書等を、所定の書類に添えて提出する必要がある。

(受賞者の決定)

第5条 会長は第3条の規程による選考結果の報告を受け、これを理事会に諮り、受賞者を決定する。

2 各賞を授賞すべき適当な論文または記事がない場合には、その年度は授賞しない。

(表彰)

第6条 表彰は、賞状もしくは楯、または賞状と楯とをもって行う。

2 本賞の授賞は、学術講演会または定例総会にて行う。

3 受賞者またはその代表者は、学術講演会にて受賞業績の発表を行なうものとする。

(内規)

第7条 本賞の推薦方法および選考方法について、必要ならば内規を別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は理事会の議決をもって行うものとする。

付則

この規程は2021年11月20日から施行し、2021年11月20日から適用する。

改訂来歴

日付	理由及訂正箇所	承認	起案
2008/8/23	初版作成	理事会	長谷川修司
2009/5/23	第一次改訂版	理事会	工藤正博
2009/8/22	第二次改訂版	理事会	工藤正博
2013/2/2	改訂版作成	理事会	一宮彪彦
2014/7/19	第三次改訂版	理事会	大門 寛
2019/2/2	改訂版作成	理事会	長谷川修司
2021/4/17	改訂版作成	理事会	吉村雅満
2021/11/20	第2条4項の一部修正	理事会	久保利隆

# 公益社団法人日本表面真空学会 講演奨励賞規程

2020年9月26日理事会承認

(目的)

第1条 公益社団法人日本表面真空学会（以下本会という）は、若手研究者奨励のため、日本表面真空学会講演奨励賞を設け、本規程によって授賞する。

2 本賞は、本会の学術講演会において、表面・真空科学技術の発展に貢献しうる優秀な一般講演論文を発表した若手会員に対して講演奨励賞を授与し、その功績を称え研究意欲を高めることを目的とする。

(種別)

第2条 本賞には受賞対象者の資格に応じて「講演奨励賞（若手研究者部門）」、「講演奨励賞（新進研究者部門）」および「講演奨励賞（スチューデント部門）」を設ける。

(表彰対象)

第3条 表彰対象は、本会の学術講演会において、表面・真空科学技術の発展に貢献しうる優秀な一般講演論文（ポスターセッション論文を含む）を発表した個人会員であり、かつ本講演奨励賞（表彰対象部門）をまだ受けていないものであって、該当部門に応じて以下の項目を満たすものとする。

(三部門共通)

- 1) 講演論文の筆頭者であること。
- 2) 登録された登壇者であり、かつ実際に登壇した者であること。
- 3) 講演申込み時に、講演奨励賞に応募（ただし各回1人1件に限る）した者。

(若手研究者部門)

- 4) 個人正会員であり、発表年の4月1日時点で満33才以上、満39才以下であること。

(新進研究者部門)

- 5) 個人正会員であり、発表年の4月1日時点で満32才以下であること。

(スチューデント部門)

- 6) 発表年月日において学生として在籍する学生会員、または発表年の途中まで学生会員として在籍した個人正会員、または、学術講演会委員会において資格ありと認められた者。

2 論文発表者で、会員外（協賛学協会会員および非会員）の者は表彰対象としない。

(選定)

第4条 講演奨励賞選定委員会は、候補者より受賞対象者を選定し、理事会に推薦する。会長は、理事会に諮り、受賞者を決定する。

(表彰)

第5条 受賞者は、本会定例総会、または学術講演会にて表彰する。

2 受賞者には表彰式において賞状を授与する。

(内規)

第6条 受賞対象者の選定を行うにあたり、上記委員会は、必要があれば選定基準内規を作成し、理事会の議を経て、これを規定する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は理事会の議決をもって行うものとする。

付則 この規程は2020年9月26日から施行し、2020年9月26日から適用する。

改訂来歴

日付	理由及訂正箇所	承認	起案
2008/8/23	初版作成	理事会	長谷川修司
2013/2/2	改訂版作成	理事会	一宮彪彦
2013/10/5	改訂版作成	理事会	藤田大介
2016/2/6	改訂版作成	理事会	本間芳和
2019/2/2	改訂版作成	理事会	——
2020/9/26	改訂版作成 (第3条 表彰対象)	理事会	佐々木成朗

# 公益社団法人日本表面真空学会 講演奨励賞細則

2021年2月6日理事会承認

(目的)

第1条 学術講演会における「講演奨励賞(若手研究者部門)」、「講演奨励賞(新進研究者部門)」「および「講演奨励賞(スチューデント部門)」の選定に関わる申し合わせを定める。

(表彰人数)

第2条 予定表彰人数は、原則として、各部門につきそれぞれ一般講演件数の4%を上限する。

(選定方針)

第3条 講演奨励賞規程第4条にもとづき、受賞対象者の選定は下記による。

(1) 審査委員は、講演奨励賞選定委員会において選出する。審査委員は、実際に講演を聴いて選考する。スチューデント部門では、応募者の指導教員および共同研究者はその講演の審査委員にはならない。若手研究者部門および新進研究者部門では、応募講演の共同研究者はその講演の審査委員にはならない。

(2) 学術講演会后、講演奨励賞選定委員会によって、下記の選考基準を参考にして合議により決定する。

(3) 選考基準

- 1) 講演者本人の理解度(スチューデント部門)、講演者本人の貢献度(若手研究者部門および新進研究者部門)
  - 2) 研究・開発の科学的面白さ、技術的重要さ、独創性や強い特徴があるか
  - 3) 結果の解析や処理は妥当であるか
  - 4) 考察は結果から論理的に導かれているか
  - 5) 研究の意義について学術的、技術的、または社会的な観点から位置付けできているか
  - 6) 発表は聞く人の立場にたって、わかりやすく、誤解を生まない配慮がなされているか
  - 7) 総合点: 上記の個別点にとらわれず、全体を考慮した評価点
- 評価得点の合計をもとに、講演奨励賞選定委員会で選考を行う。

追記事項: 口頭およびポスター発表の不平等を廃するために学術講演会委員長および副委員長はできるだけ多くの応募講演の審査を行うこと

付則 この細則は2021年2月6日から施行し、2021年2月6日から適用する。

改訂来歴

日付	理由及訂正箇所	承認	起案
2008/8/23	初版作成		長谷川修司
2019/1/23/	改定版作成		長谷川修司
2020/2/1	改訂版作成(第3条(.3)選考基準)	理事会	佐々木成朗
2021/2/6	改訂版作成(第2条表彰人数)	理事会	佐々木成朗

# 公益社団法人日本表面真空学会 The Heinrich Rohrer Medal 表彰規程

2019年2月2日理事会承認

## (定義)

第1条 公益社団法人日本表面真空学会（以下本会という）は、表面・真空科学に基礎をおいたナノサイエンス・ナノテクノロジー分野において世界的に極めて高い評価を受けた功績を顕揚するために The Heinrich Rohrer Medal を設定する。本賞は、上述の分野において相当期間にわたって極めて高い水準の業績を挙げた個人に与えられる「Grand Medal」、および同分野において顕著な成果を挙げ、今後も活躍が期待される 37 才以下の若手研究者に授与される「Rising Medal」からなる。

## (対象者)

第2条 本賞は、本会の会員か非会員に関わらず、また国籍、性別、年齢、所属機関などを問わず、世界中の研究者を対象とする。ただし、Rising Medal に限って、表彰年の1月1日現在で37才以下でなければならない。物故者を対象とすることはできない。

- 2 Grand Medal は1件とし、原則として単独受賞とするが、共同研究者など同一テーマによる複数人の共同受賞も認める。Rising Medal は3件を上限とし、それぞれ単独受賞とする。

## (推薦)

第3条 受賞候補者の推薦は下記による。

- (1) 候補者の業績を評価できる者であれば本会の会員か非会員に関わらず、また、日本人か外国人かに関わらず誰でも受賞候補者を推薦することができる。
- (2) 受賞候補者の推薦に際しては、定められた形式による Nomination Letter、および推薦者以外の者による Supporting Letter をあわせて The Heinrich Rohrer Medal 選定委員会に提出する必要がある。さらに、選考の過程において、The Heinrich Rohrer Medal 選定委員会からの求めに応じて、その他の必要な書類を提出する必要がある。

## (選定)

第4条 The Heinrich Rohrer Medal 選定委員会は、「表面科学に関する国際シンポジウム」(International Symposium on Surface Science) が開催される年に、推薦された候補者の中から第2条で定められた数の受賞対象者を選定し、理事会に推薦する。

- 2 理事会は選考結果の報告を受けて審議し、受賞者を決定する。

## (表彰)

第5条 表彰は、メダル、賞状、賞金をもって行う。

## (授賞)

第6条 本賞の授賞は、「表面科学に関する国際シンポジウム」にて、在日スイス大使館の協力のもとで行う。

## (受賞業績の公開)

第7条 受賞者は、「表面科学に関する国際シンポジウム」にて受賞業績の発表を行なうものとする。

## (内規)

第8条 本賞の推薦方法および選考方法について、必要ならば内規を別に定めるものとする。

## (規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は理事会の議決をもって行うものとする。

## 付則

この規程は2019年2月2日から施行し、2019年2月2日から適用する。

改訂来歴

日付	理由及訂正箇所	承認	起案
2014/1/27	初版作成	理事会	長谷川修司
2019/2/2	改訂版作成	理事会	長谷川修司

# 公益社団法人日本表面真空学会 真空の匠 規程

2018年9月29日理事会承認

(定義)

第1条 公益社団法人日本表面真空学会(以下本会という)は、真空関連技術に長年専心し、あるいは、オリジナルな真空関連技術開発の先鞭をつけた本会の会員に対して日本表面真空学会 真空の匠の称号を授与する。

(対象者)

第2条 本会の個人正会員あるいは法人正会員に属する個人を対象とする。

(候補者の推薦)

第3条 候補者の推薦は下記による。

- (1) 本会名誉会員、功労会員、個人正会員、および法人正会員は、候補者を推薦することができる。
- (2) 候補者の推薦に際しては、定められた形式による推薦書および推薦理由書等を、所定の書類に添えて提出する必要がある。

(選定委員会)

第4条 学会賞等選定委員会は、推薦された候補者から選定し、会長に推薦する。

(受賞者の決定)

第5条 会長は、第4条の規定による選考結果の報告を受け、これを理事会に諮り、称号授与者を決定する。

(称号授与)

第6条 称号の授与は、賞状をもって行う。

(細則)

第7条 候補者の推薦方法および選考方法について、細則を別に定めることができる。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は理事会の議決をもって行うものとする。

付則

この規程は2018年9月29日から施行し、2018年9月29日から適用する。

改訂来歴

日付	理由及訂正箇所	承認	起案
2018/9/29	初版作成	理事会	荒川一郎

# 公益社団法人日本表面真空学会 女性研究者表彰規程

2022年9月24日理事会承認

(目的)

第1条 公益社団法人日本表面真空学会(以下「本会」)では、当学会への若手女性研究者の参加・活躍促進を促し、ダイバーシティ・インクルーシブの精神に則った研究活動環境を早期実現するために、日本表面真空学会 女性研究者賞(若手女性研究者優秀賞・女子大学院生優秀賞)を設立する。

(対象者)

第2条 本会に所属する個人会員の若手女性研究者、女子大学院生のうち、本会が主催する学術講演会、国際会議において学術上優れた研究成果を発表した者、あるいは本会が出版する論文誌において学術上優れた研究成果を発表した者で、以下の条件を満たす者。

## 【若手女性研究者優秀賞】

女性研究者のうち、次の条件を満たしているもの。

- イ 応募年4月1日現在本会に3年以上在籍し、優れた研究業績を上げているもの
- ロ 応募年4月1日現在、原則45歳以下であること
- ハ 応募年4月1日から過去3年以内に、本会が主催する学術講演会・国際会議等において筆頭者として登壇していること、あるいは本会が出版する論文誌において第一著者として研究成果を発表していること

## 【女子大学院生優秀賞】

女性研究者のうち、次の条件を満たしているもの。

- イ 応募年4月1日現在学生会員として本会に在籍し、優れた研究業績を上げているもの
- ロ 応募年4月1日現在大学院に在籍していること
- ハ 応募年4月1日から過去3年以内に、本会が主催する学術講演会・国際会議において筆頭者として登壇していること、あるいは本会が出版する論文誌において第一著者として研究成果を発表していること、または関連学会が主催する学術講演会・国際会議において筆頭者として登壇している、あるいは関連分野の論文誌において第一著者として研究成果を発表しており、かつイの条件を満たすもの

- (1) 若手女性研究者優秀賞、女子大学院生優秀賞いずれの場合においても、過去3年以内に出産、育児及び介護のための休業又は休学の期間がある場合は、対象期間に休業又は休学した期間を加えた期間を対象とする。
- (2) 過去に本賞を授与された者は、表彰を受けることができない。ただし、過去に女子大学院生優秀賞を授与された者については、若手女性研究者優秀賞に新規に応募することができる。

(選考方法)

第3条 候補者は本会会員(本会名誉会員、功労会員、および正会員)の推薦により受け付ける。推薦に際しては、推薦者は、定められた形式による推薦書、関連論文等(※)を、所定の書類に添えて提出する。

- 2 審査委員会は、推薦された候補者から受賞対象者を選定し、理事会に推薦する。
- 3 会長は選考結果の報告を受け、これを理事会に諮り、受賞者を決定する。
- 4 各賞を授賞すべき適当な候補者がいない場合には、その年度は授賞しない。

- (※) 提出書類
- ・調書【様式1】および推薦書【様式2】
  - ・過去3年以内に参加した本会主催の学術講演会・国際会議要旨、又は本会論文誌別刷



・関連論文（3報まで）

（審査委員会）

第4条 審査委員会委員は、本会理事、ダイバーシティ推進委員等の中から5名程度をダイバーシティ推進担当理事が選定し、理事会にて承認・決定する。審査委員会は合議による書面審査を実施する。

（規程の改廃）

第5条 この規程の改廃は理事会の議決をもって行うものとする。

付則

この規程は2024年9月24日から施行し、2024年9月24日から適用する。

改訂来歴

日付	理由及訂正箇所	承認	起案
2020/2/1	初版作成	理事会	玉田 薫
2022/9/24	改訂版作成	理事会	平野愛弓